平成２８年（フ）第５８６号
神戸市東灘区住吉本町３丁目13番７号　パインテラスＣ202号
破産者　本城　知行
1　決定年月日　平成28年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１４８号
広島県安芸高田市甲田町上小原4470番地
破産者　宮迫　和子
1　決定年月日　平成28年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２９８号
広島市安佐南区古市１丁目５番１―1102号
破産者　原田　紘彰
1　決定年月日　平成28年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３４８号
広島市南区翠５丁目17番15―203号
破産者　古田　　誠
1　決定年月日　平成28年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３９号
長崎県諫早市栄田町40番31号　コーポマリア103号
破産者　林　　康二
1　決定年月日　平成28年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２８年（フ）第７０号
鹿児島県鹿児島市鴨池１丁目37番18号
破産者　松元　茂昭
1　決定年月日　平成28年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第７１号
鹿児島県鹿児島市鴨池１丁目37番18号
破産者　松元喜美子
1　決定年月日　平成28年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第１５６号
沖縄県那覇市小禄２丁目２番地７　ハウスＵＴ　201
破産者　新垣　直樹
1　決定年月日　平成28年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第１７３号
沖縄県那覇市壺屋２丁目３番７―701号　メゾン幸楽
破産者　坂元　雅明
1　決定年月日　平成28年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第７５号
釧路市文苑１丁目51番13号、開始決定時の住所北海道釧路郡釧路町若葉４丁目45番地
破産者　奥田　勝也
1　決定年月日　平成28年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第７６号
釧路市美原１丁目20番４号
破産者　マルユウ日浦商店こと　日浦　健伯
1　決定年月日　平成28年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第７０号
北海道河東郡上士幌町字上士幌東３線240番73　社会医療法人北斗　介護老人保健施設かみしほろ、住民票上の住所北海道河東郡上士幌町字上士幌東１線237番地
破産者　門馬自動車こと　門馬　文彦
1　決定年月日　平成28年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２８年（フ）第７６号
北海道上川郡新得町屈足幸町１丁目42番地
破産者　土田とみ子
1　決定年月日　平成28年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第１７号
青森県むつ市大畑町湊村159番地46
破産者　東　　信子
1　決定年月日　平成28年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２８８号
青森市大字浦町字奥野71番地14　ワンハンドレッドホームズ105号
破産者　神　　正樹
1　決定年月日　平成28年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第７５号
秋田市仁井田本町３丁目10番18号、前住所秋田市牛島東７丁目19番29号
破産者　打矢　幸子
法定代理人成年後見人　西野三紀子
1　決定年月日　平成28年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４０号
秋田県湯沢市川連町字大舘28番地
破産者　古関エリ子
1　決定年月日　平成28年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２８年（フ）第１００２号
東京都町田市薬師台３丁目27番地22
破産者　吉岡　博顕
1　決定年月日　平成28年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１３９４号
横浜市中区寿町２丁目６番地４　鳥海ハイム402号室
破産者　進藤　大輔
1　決定年月日　平成28年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部